

平成 24 年 2 月 16 日

各 位

丸 和 商 事 株 式 会 社
代表取締役 藤 澤 勝

再生計画認可決定の確定のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より弊社の民事再生手続に格別のご理解とご協力を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社提出の再生計画案につきましては、平成 24 年 1 月 16 日、東京地方裁判所において開催された債権者集会にて、債権者様の多数のご賛同により可決頂き、同日、同裁判所により再生計画認可の決定を受けました。その後、公告を経て、平成 24 年 2 月 16 日、弊社再生計画の認可決定は確定いたしましたので、ご報告申し上げます。債権者の皆様におかれましては、格段のご協力を賜り誠にありがとうございました。深く御礼申し上げます。

今後、弊社では再生計画に基づき、債権者の皆様への弁済その他の手続を行い、全社一丸となって再生計画の遂行に邁進する所存であります。

今後の手続きの予定といたしましては、以下のとおりです。

(1) 平成 24 年 3 月 15 日までに資本の減増資を実施

- ・弊社が発行済株式すべてを無償取得し、無償取得株式を含む弊社保有の自己株式すべてを消却（100%減資）いたします。
- ・スポンサーであるスルガ銀行株式会社から出資金の払込が行われます。

(2) 平成 24 年 4 月 15 日（弁済期限）までに弁済金を債権者様の銀行口座へ一括して振込送金

注 1 上記の振込送金は、弁済期限の 4 週間前（平成 24 年 3 月 18 日）までに、書面による振込口座の指定をしていただいた場合です。

2 平成 24 年 3 月 18 日までに振込口座の指定がなかった場合は、平成 24 年 4 月末までに振込口座の指定をしていただければ、5 月末日までに振込送金いたします。以降も、同様のお取扱いになります。

再生計画に基づく弁済金のお支払にあたっては、弊社より再生債権者様宛にご送付いたしました「弁済金受領口座指定書」の提出が必要となります。再生計画案に関する議決権行使の有無、賛成・反対の別にかかわらずお支払いいたしますので、「弁済金受領口座指定書」の返送が未了の方は、速やかにご記入の上ご返送頂きますようお願い申し上げます。なお、お手元に「弁済金受領口座指定書」が届いていない再生債権者様におかれましては、恐縮ですが再生手続コールセンター（0120-256-925 0120-257-425）までご連絡いただきますようお願いいたします。

債権者の皆様をはじめとする関係者の皆様には、弊社の民事再生手続開始の申立てにより、多大なご迷惑をお掛けいたしましたことに改めて深くお詫び申し上げますとともに、引き続き、弊社再生計画の遂行にお力添えを賜りますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

謹白

平成23年（再）第24号 再生手続開始申立事件

確定証明書

静岡県掛川市駅前1番地の9
再生債務者 丸和商事株式会社

標記の事件につき、平成24年1月16日にした再生計画認可の決定は、
平成24年2月16日確定したことを証明する。

平成24年2月16日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 西林 崇之

